

公立大学法人大分県立看護科学大学 アドミッション・オフィスに関する規程

令和2年4月1日

規程第 122 号

(設置)

第1条 公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の学長の下に、アドミッション・オフィス（以下「オフィス」という。）を置く。

(目的)

第2条 オフィスは、本学のアドミッション・ポリシーを満たす優秀な学生を継続的に確保するため、高大接続をさらに強化し、円滑な入学者選抜の実施を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 オフィスは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高大接続の強化・促進に関する事項
  - ・本学の教育方針、アドミッション・ポリシー、入学選抜方針に関する高等学校への理解の促進に関する事項
- (2) 本学の入試全般に係る助言に関する事項
  - ・選抜方法のあり方及び改善の助言に関する事項
  - ・入学者選抜要項のあり方及び改善の助言に関する事項
  - ・入学試験問題のあり方及び改善の助言に関する事項
  - ・学生募集要項のあり方及び改善の助言に関する事項 等
- (3) 入学前教育に係る助言に関する事項
- (4) 本学学生の入学前から卒業までの学力等の変動状況分析に関する事項
- (5) その他学長が必要と認めたアドミッション・オフィスの運営に関する事項

(組織)

第4条 オフィスは、次に掲げる者を構成員とすることができる。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 学長が指名する教員 若干名
- (3) 学長が指名する事務職員 若干名
- (4) アドミッション担当専門員（非常勤職員） 1名

(任期)

第5条 前条の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(企画会議)

第6条 オフィスに、オフィスの運営及び第3条に規定する業務に関して必要な事項を検討するため、第4条に規定する構成員をもって組織する企画会議を開催する。

2 企画会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 オフィスに関する庶務は、教務学生グループが処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、オフィスの運営について必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月3日から施行する。